

支援を受けることができない高齢者の増加について

(現状)

現在、鈴鹿市では約4人に1人の方が65歳以上の高齢者の方となっており、高齢者のみ世帯の方及び一人暮らし高齢者の方が増加しています。

※平成27年国勢調査 高齢者のみ世帯 7,732世帯

高齢者単身世帯 5,963世帯

令和3年3月末 災害時要援護者台帳登録者 9,566人

(障がい者及び日中独居者含む)

(課題)

最近の相談の中には、高齢者の方が体調を崩した、入院した、死亡したなどの際に、親族等からの支援が受けられず、入院や支払いの手続き、遺体の引き取り、残った空き家の管理などを行うものがおらず、関係者が困惑する事例が増えています。

親族等がいても近くにいない、もともと疎遠、絶対に関わらないとの意思表示をされる方などもおり、必要な手続きは親族でないとできないという制度設計では、誰も何も動けないということも多くなっています。

(今後の対応)

■ 権利擁護の推進

- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の体制強化
- ・ 身元保証に関する課題に対する相談・対応

対象者御自身の状況や環境の違い(支援者の有無、意思・判断能力の有無)により、支援の方法が変わります。

支援者がいる場合には、支援者をキーパーソンとして必要な支援を行います。

対象者がお元気なうちに御準備いただくことが、後々、非常に重要となってきますので、権利擁護全般に関する機能を強化し、その啓発に力を入れていくことが重要と考えます。

その上で身元がない方の身元保証が必要か、どうすべきかの議論が必要です。

■ 本人の意思確認

本人の意思や判断能力の有無によって支援の内容や方法は変わります。

判断能力がなくなっても、もともとの意思は尊重されます。

(エンディングノート・ACP・遺言 等)

本人の思いをかなえる、また周りの方が不安なく支援ができるようにするためにも本人が元気なうちに準備しようと思う、また準備ができる体制の整備が必要です。